

環衛第 1233 号
令和 6 年 4 月 25 日

各専用水道設置者 様

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長

専用水道における水質検査の実施及び各種報告の提出について（通知）

日頃は本府水道行政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、標記については、本府通知「専用水道における水質検査の実施及び各種報告の提出について」（令和 2 年 3 月 30 日環衛第 2570 号）に基づき実施をお願いしているところです。

このたび、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、別添のとおり通知を改めましたので、御了知いただくとともに、引き続き適正な水質管理を図るようお願いいたします。

なお、本通知をもって令和 2 年 3 月 30 日付け環衛第 2570 号は廃止します。

（主な変更点）

- 「厚生労働省」から「国土交通省及び環境省」に変更。
- 原水に係る水質検査の実施について、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に規定されていない連続測定機器の検査方法であっても、当該連続測定機器が適切に保守管理され、かつ、同測定機器を用いて精度管理が行われている場合は、この検査結果をもって年に 1 回の原水の水質検査結果とすることができることとした。
- 水質基準項目である鉛及びその化合物の検査に供する水の採水方法について「15 分滞留水法」とし、一定の条件を満たした場合、「15 分滞留水法」を省略できることとした。

問合せ先

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

水道グループ 吉田（顕）、鳥居、玄番

TEL 06-6944-9181

FAX 06-6944-6707

Email kankyoeisei-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

専用水道における水道法施行に基づく水質検査の実施及び各種報告の提出について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付健発第1010004号)、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付健水発1010001号)及び「水道法施行規則の一部改正について」(平成23年10月3日付健水発1003第2号)に基づく水質検査及び健康診断の実施並びに水質検査結果の報告等については下記のとおりとする。

なお、本通知は令和6年4月25日から実施する。

第1 水道原水及び水道法第20条の規定に基づく浄水の水質検査の実施並びに結果の報告

1. 水質検査計画

(1) 専用水道設置者は水質検査を計画的かつ確実に実施するため、毎事業年度の開始前に次の事項が記載された水質検査計画を定めること。

ア 原水から給水に至るまでの水質管理の状況、汚染の原因や水質管理上優先すべき対象項目等水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

イ 浄水に係る水質基準項目の定期水質検査を行う項目については当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

ウ 浄水に係る水質基準項目の定期水質検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

エ 臨時の水質検査に関する事項

オ 水質検査を委託する場合、その委託の範囲(委託先検査機関名、定期及び臨時の検査項目、試料の採取、運搬方法)

カ その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等

キ 水質管理目標設定項目及び水道原水に係る水質検査についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けること。

ク 原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、当該水質検査に準じて当該計画に位置付けること。

(2) 専用水道設置者は(1)の水質検査計画を毎事業年度の開始までに健康医療部生活衛生室環境衛生課長(以下、「環境衛生課長」という。)あて報告すること。

(3) 専用水道設置者は、水の供給を受ける者に対して水質検査計画に関する情報提供を行うことが望ましい。

2. 水道原水の水質検査等

水道原水の水質検査等を次のとおり実施すること。

(1) 水質基準項目

全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozクロロメタン、ブromホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、及びホルムアルデヒドを除く全項目検査(水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令101号(以下「省令」という))の表の上欄に掲げる全ての項目の検査をいう。以下同じ)を実施すること。

原水集合井で原水の検査を行う場合にあっては、表流水・地下水等の水源種別ごとに実施すること。

ただし、原水に係る水質検査の実施については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に規定されていない連続測定機器の検査方法であっても、当該連続測定機器が適切に保守管理され、かつ、同測定機器を用いて精度管理が行われている場合は、

この検査結果をもって年に1回の原水の水質検査結果とすることができる。

なお、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする専用水道にあつては、水道事業が行う同一配水系統の浄水の水質検査結果を原水の水質検査として取り扱うことができる。

- (2) 水源の状況により、必要に応じて、アンモニア態窒素、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、紫外線吸光度、浮遊物質、浸食性遊離炭酸、全窒素、全りん、トリハロメタン生成能、生物及び農薬類等水質管理目標設定項目の必要な項目について併せて検査することが望ましい。

3. 浄水の定期水質検査等

(1) 検査に供する水の採取

1) 水質検査に係る採水場所の選定は、給水栓のうち水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所を選定することとし、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。

ただし、省令の表中3の項から5の項まで、7の項、9の項、11の項から20の項まで、36の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項については送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、配水施設のいずれかの場所を選定することができる。

2) 水質基準項目のうち「鉛及びその化合物」に係る検査に供する水の採取方法については、毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量（毎分約5リットル）で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法（以下「15分滞留水法」という。）とすること。

ただし、以下の2つの条件を満たす場合は、15分滞留水法を省略しても差し支えない。

- ① 採水地点と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採取場所までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。
- ② 季節変動も考慮して年4回、当該採取場所において、15分滞留水法で採取した上で水質検査を行い、その結果が、過去3年間に於いて全て不検出であること。

(2) 浄水に係る水質基準項目の定期水質検査

1) 一日一回以上行う検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査とする。

2) おおむね1ヶ月に1回以上行う検査

① 省令の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる項目について実施するものとし、11の項、34の項及び37の項についても併せて実施することが望ましい。ただし、同表中38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね3ヶ月に1回以上とすることができる。なお、「連続的に計測及び記録がなされている場合」とは、自動測定機器による測定・記録のほか、日常の点検による監視、測定及び記録も含む。

② 省令の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少なく、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上とする。

3) おおむね3ヶ月に1回以上行う検査

省令の表中3の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項とする。

ただし、同表中3の項から9の項まで、11の項から20の項まで、32の項から37の項まで、39の項から41の項まで44の項及び45の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であつて、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に

係る水質基準値（省令の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年間に1回以上とすることができる。

4) 検査の省略

次の表の左欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果（水道事業の用に供する水道のみを水源とする専用水道における次表の①、③、④の中欄に掲げる事項に関する検査にあっては、自己で実施した水質検査の他、当該水道事業が同一配水系統において実施し、公表された水質検査結果を用いても差し支えないこととする。また、下記のただし書き中の水質検査についても同様とする。）が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の右欄に掲げる事項を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、上記2)の②及び3)の検査に関する回数にかかわらず省略することができる。

ただし、検査の省略を行った場合であっても、おおむね3年に1回程度は省略した項目についての水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

①	省令の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項、13の項（海水を原水とする場合を除く。）、26の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）36の項、37の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
②	省令の表中6の項、8の項及び32の項から35の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況
③	省令の表中14の項から20の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）
④	省令の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は左欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む）

5) 水質検査の時期

水質基準項目のうち年間の変動パターンが明らかになっているものについては、年間の最高値が測定される時期を含むこと。

4. 臨時の水質検査

次のような場合にあつては、すみやかに浄水について基準の表の上欄に掲げる事項のうち必要な事項について検査を行うこと。また、必要に応じて、水道原水についても水質検査を行うこと。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき。
- イ 水源に異常があつたとき。
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- エ 浄水過程に異常があつたとき。
- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- カ その他特に必要があると認められるとき。

5. 水質検査結果の報告

水質検査の報告については次のとおりとする。

- (1) 水道原水及び浄水に係る定期に行う検査（1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を除く。）については、実施後その都度、環境衛生課長あて報告すること。
- (2) 1日に1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、異常がない場合には報告を要しないが、異常の判明時には、環境衛生課長あて報告すること。
- (3) 臨時の水質検査については、実施後速やかに実施理由を添えて、環境衛生課長あて報告すること。
- (4) 原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、実施後その都度、環境衛生課長あて報告すること。

第2 健康診断の実施及び結果の報告

浄水工程等給水に直接かわる者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、病原体がし尿に排泄される感染症の患者（病原体の保有者を含む）の有無に関して、次のとおり健康診断を行うこと。

- (1) 病原体の検索は、おおむね6ヶ月ごとに主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。
- (2) 検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。
- (3) 健康診断の結果については、異常がない場合にあっては報告を要しないが、異常の判明時には、環境衛生課長あて報告すること。

第3 衛生上必要な措置について

- (1) 専用水道設置者は、取水施設、貯水施設、導水きよ、浄水施設、配水施設及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠をする等のほか汚染防止のための一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこと
- (2) 前項の施設においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れのない構造とし、配水は良好な状態にしておくこと。また、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等をしてはならない。
- (3) 水の消毒は塩素によることを基本とする。
- (4) 消毒設備は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないように常に整備しておくこと。
- (5) 消毒剤注入については、量水せい、配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。
- (6) 次のような場合には、残留塩素を0.2mg/L（結合塩素の場合は1.5mg/L）以上にすること。
 - ア 水源付近及び給水区域、その周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
 - イ 全区域にわたるような広範囲の断水後、給水を再開するとき。
 - ウ 洪水等で水質が著しく悪化したとき。
 - エ 浄水過程に異常があったとき。
 - オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
 - カ その他特に必要があると認められるとき。

第4 水質等に関する事故時の報告

水質等に関する次のような事故が発生した場合においては、すみやかに環境衛生課長あて報告すること。

- ア 断水が6時間以上にわたったとき。
- イ 5日以上にわたり給水量の制限が3割以上になったとき。
- ウ 水質に異常変化を来したとき。

- エ 水道に起因すると認められる疾病が発生したとき。
- オ 重要水道施設に著しい被害があったとき。
- カ 給水の緊急停止をしたとき。
- キ その他必要と認められたとき。

第5 水道技術管理者の設置または変更の報告及びその他（施設の軽微な変更等）の報告

水道技術管理者を設置したとき、または変更になった場合及びその他（施設の軽微な変更等）変更があった場合においては、環境衛生課長あて報告すること。

第6 水質検査結果等記録の保存

水質検査結果の記録については、実施後5年間保存すること。また、健康診断を行ったときは記録を作成し、1年間保存すること。

第7 その他

各報告については、別に定める様式例を参考とすること。

水質検査の実施等に関する留意事項について

(1) 健康診断の実施について

「2 検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌等について行うものとし、」の「必要に応じて」とは、浄水場等において従事する健康診断対象者が、感染症等の患者または保菌者である場合、またはこれらの施設が所在する地域において感染症等が発生しており、健康診断対象者に感染するおそれがある場合に行うこと。

大阪府域においては、感染症発生状況を考慮し腸管出血性大腸菌感染症を健康診断の実施が必要な感染症と判断し、健康診断の検索対象として「腸管出血性大腸菌」を併せて実施すること。

また、健康診断の結果について異常が判明した場合の環境衛生課長への報告については、ただちに行うものとし、検査結果と併せて対応状況についても報告すること。

(2) 水質検査計画に関して

「毎事業年度毎に策定する水質検査計画」の策定における事業年度は、「1月から12月」、「4月から3月」など、それぞれの専用水道の採用する年度で策定して差し支えないこと。

(3) 水質基準の全項目検査の実施について

水質検査の実施については、これまでの「年1回以上の全項目検査を実施しなければならない。」という考え方とは大きく変わっており、基準項目の一律的な全項目検査の実施ではなく、それぞれの項目により「毎日検査」、「毎月検査」及び「3箇月に1回の検査」が規定されている。特に、「3箇月に1回」の検査の項目について、過去3年間の検査結果等によって（水質基準値の1/10以下あるいは1/5以下）3年に1回以上あるいは1年に1回以上まで検査の実施頻度を減らすことができること。したがって、各専用水道において、各検査項目の結果及び原水の水質変化の状況等によって、項目毎に必要な検査の実施頻度が異なること。

ただし、検査の実施頻度を減ずる又は検査実施項目の省略する規定の適用にあたっては、検査結果による判断のみならずその他の条件等についても、十分に勘案し、必要な項目、回数が実施されないことがないよう、適正に検査を実施すること。

(4) 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守について

特に塩素注入率の高い専用水道においては、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、購入時、保管時において以下の事項に十分留意する必要がある。

1) 購入時

購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。

2) 保管時

保管温度及び保管期間に配慮すること。保管タンク内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、保管タンクの清掃を行うことが望ましいこと。

(5) 「省令の表41 ジェオスミン、42 2-メチルイソボルネオール」について、

これらの臭気物質の検査は、湖沼水等水が停滞しやすい水域を水源とする専用水道において検査が必要であるが、臭気物質を産出する時期は個々の水源の状況、天候等の自然条件等により異なるので、安易に検査実施時期を設定せず、種々の状況を勘案し適正に判断すること。

(6) 水質検査の委託検査機関について

水道法の規定に基づく定期・随時の水質検査の実施を委託する場合は、地方公共団体の機関（保健所等）の他には水道法20条第3項の規定に基づく、国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関への委託は可能であること。

水質検査結果は、供給する水が人の健康を害するおそれがあるときなど、給水停止の判断根拠になりうるものであり、その結果の信頼性の確保は必要不可欠である。したがって専用水道設置者においても、水質検査を委託する場合には、委託先の検査機関の精度管理の実施状況等、検査精度の確保の状況について確認し水質検査の実施を委託すること。